

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ②を除き、以下同じ。）とす</p>	<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 「同上」</p>

る。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第三十七条第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式会社等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2～4 略〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）
第二十七条 〔略〕

〔2～6 略〕

7 法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一～八 略〕

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第三十七条第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式会社等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2～4 同上〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）
第二十七条 〔同上〕

〔2～6 同上〕

7 〔同上〕

〔一～八 同上〕

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

8 法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 法第二百一条の三第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第八十七条の三第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所

「号を加える。」

8 法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 前条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連合会の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）以外の会社に
限る。）

〔9・10 略〕

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が

〔9・10 同上〕

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないと
きは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新

終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の四第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の六第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会

規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の四第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の六第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 「同上」

社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日
(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各
号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)

までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日
からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務
省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行
えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事
業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数
を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社
以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会
又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議
決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の
議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年

二 「略」

〔13〕19 略〕

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の
申請等)

第三十二条 連合会は、法第八十七条の三第四項(法第八十七条の三
第六項(法第百条第一項において準用する場合を含む。))及び第百
条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受け
ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁

社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日
(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各
号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)

までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日
からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務
省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行
えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事
業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数
を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社
以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会
又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議
決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の
議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年

二 「同上」

〔13〕19 同上〕

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の
申請等)

第三十二条 「同上」

に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

「四〇六 略」

「2〇4 略」

(特例対象会社)

第三十七条 法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの

「一・二 同上」

三 当該連合会及びその子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

「四〇六 同上」

「2〇4 同上」

(特例対象会社)

第三十七条 法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

<p>の</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>イ 官公署</p> <p>ロ 商工会又は商工会議所</p> <p>ハ イ又はロに準ずるもの</p> <p>ニ 弁護士又は弁護士法人</p> <p>ホ 公認会計士又は監査法人</p> <p>ヘ 税理士又は税理士法人</p> <p>ト 第二十六条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連合会の子会社等以外の会社に限る。）</p> <p>〔2〕4 略</p>	<p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの</p> <p>〔2〕4 同上</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。